

「(仮称)杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」案について

行政事務の効率化、国民の利便性の向上及び公平かつ公正な社会を目指すことを目的として、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」といいます。)が制定されました。

この法律により、住民票を有する全ての個人に、1人1つの12桁の個人番号(マイナンバー)が付与され、国の行政機関や地方公共団体などにおける、社会保障、税、災害対策の分野での各種手続に利用されることとなります。

マイナンバー法では、個人番号の利用等に関し、地方公共団体の責務として、地域の特性に応じた施策の実施を規定しており、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税、又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものについては、個人番号の独自利用や執行機関の間での個人番号を含む個人情報(特定個人情報)のやりとりなどができるとされています。

そこで、区では、区民の利便性の向上と事務の効率化を図るため、個人番号の独自利用等について規定する「(仮称)杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を新たに制定します。

条例案の主な内容

◇ 個人番号の独自利用

マイナンバー法では、別表第1に規定されている事務(以下「法定事務」といいます。)の他、地方公共団体が行政サービスの向上や行政事務の効率化を図るため、条例に規定することにより、法定事務以外に福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税、又は防災に関する事務その他これらに類する事務で個人番号を独自利用することが認められています。この個人番号を独自に利用する事務について、条例で定めます。

個人番号を区独自で利用する事務(1 事務)

利 用 事 務	外国人に対する生活保護に関する事務
---------	-------------------

◇ 区各執行機関内での情報連携

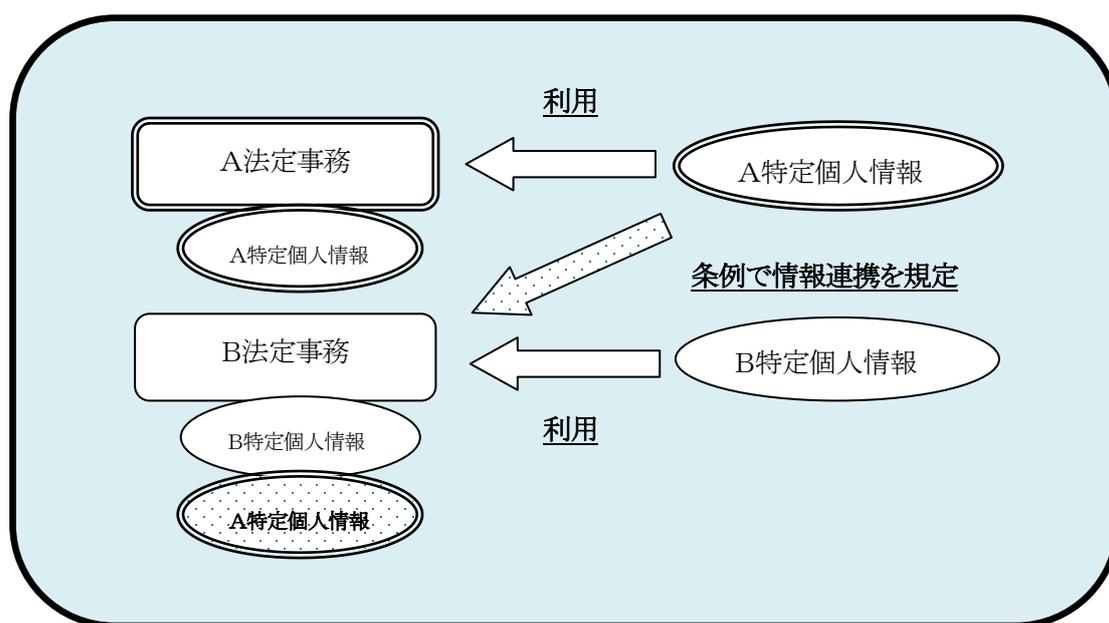
マイナンバー法では、原則として別表第1の事務のために保有している特定個人情報を、別表第1の他の事務のために利用することは認められていません。しかし、「個人番号の独自利用」と同様に、条例で定めることにより、区各執行機関内で他の事務のために利用すること（情報連携）が可能となります。

区では、区民の利便性の向上を図る等のため、ある事務のために保有する個人情報を他の事務でも利用している場合があります（国民健康保険に関する事務で、地方税に関する事務で保有している個人情報を利用するなど）。

区各執行機関内での情報連携を行う事務として、

- 1 マイナンバー法別表第2に規定された他執行機関（国の機関、他自治体など）との情報連携が可能で、特定個人情報の範囲について、区同一執行機関内（区長部局内、教育委員会事務局内など）で同様な特定個人情報の利用を可能とします。
- 2 マイナンバー法別表第1に規定された事務及び独自利用事務において、区同一執行機関内で別表第1の事務の範囲を超えて特定個人情報を利用する場合について個別に条例で定めることにより、利用を可能とします。

区各執行機関内での情報連携のイメージ



1 マイナンバー法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために、区が保有する同表第4欄に掲げる特定個人情報を利用する事務…マイナンバー法別表第2参照

2 マイナンバー法別表第1の事務の範囲を超えて特定個人情報を利用する事務(15事務)

利用事務	特定個人情報	利用の範囲
地方税関係事務	国民健康保険関係情報	徴収関係事務で、国民健康保険料徴収情報の利用
国民健康保険関係事務	生活保護関係情報(外国人を含む)、中国残留邦人等支援関係情報	国民健康保険料徴収関係事務で、生活保護受給関係情報、中国残留邦人等支援給付情報の利用
国民年金関係事務	国民健康保険関係情報	国民年金資格関係事務で、国民健康保険加入情報の利用
後期高齢者医療関係事務	生活保護関係情報(外国人を含む)、中国残留邦人等支援関係情報、身体障害者手帳関係情報	後期高齢者医療受給資格関係事務で、生活保護受給関係情報、中国残留邦人等支援給付情報、身体障害者手帳の情報の利用
児童福祉法に基づく障害児関係事務	子ども・子育て支援法関係情報	障害児通所支援支給関係事務で、年長児童保育園在籍情報の利用
特別児童扶養手当等関係事務	身体障害者手帳関係情報	特別児童扶養手当受給資格関係事務で、身体障害者手帳情報の利用
障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給関係事務	身体障害者手帳関係情報	障害児福祉手当、特別障害者手当の受給資格関係事務で、障害者手帳情報の利用
障害者総合支援法関係事務	身体障害者手帳関係情報、精神障害者手帳関係情報、国民健康保険関係情報、介護保険関係情報	障害者総合支援法に基づく受給資格、給付関係事務で、身体障害者手帳の情報、精神障害者手帳の情報、国民健康保険料の情報、介護保険受給状況情報の利用

介護保険関係事務	外国人に対する生活保護関係情報、中国残留邦人等支援関係情報	介護保険料賦課徴収関係事務で、外国人に対する生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援受給情報の利用
助産・母子生活支援施設関係事務	地方税関係情報	助産・母子生活支援施設利用資格事務で、所得情報の利用
生活保護関係事務	身体障害者手帳関係情報、精神障害者手帳関係情報	生活保護関係事務で、障害者手帳情報、精神障害者手帳の情報の利用
中国残留邦人等支援関係事務	身体障害者手帳関係情報、精神障害者手帳関係情報	中国残留邦人等支援関係事務で、障害者手帳情報、精神障害者手帳の情報の利用
外国人に対する生活保護関係事務	児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する情報、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する情報、地方税関係情報、養育医療の情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、自立支援給付関係情報、身体障害者手帳関係情報、精神障害者手帳関係情報	外国人に対する生活保護関係事務で、児童扶養手当支給等情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法の資金貸付に関する情報、障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当の支給に関する情報、所得の情報、養育医療給付等の情報、児童手当の支給情報、介護保険給付等情報、自立支援給付支給情報、障害者手帳情報を利用
予防接種関係事務	生活保護関係情報(外国人を含む)、中国残留邦人等支援関係情報	予防接種関係事務で、生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援受給情報の利用
感染症予防に関する事務	国民健康保険関係情報、生活保護関係情報(外国人を含む)、中国残留邦人等支援関係情報	結核医療費負担額に関する事務で、国民健康保険給付等の情報、生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援受給情報の利用

◇ 区内の他の執行機関への提供

マイナンバー法では、特定個人情報が提供先で不正に利用されないように、他機関への提供は、原則禁止されています。特定個人情報の管理は、地方公共団体内の執行機関(区長、教育委員会など)を単位としていて、同一地方公共団体内の他の執行機関との間(区長と教育委員会の間)などで、特定個人情報をやりとりするときは、条例に規定する必要があります。このような、区の機関の間での情報の提供について、条例で定めます。

他の執行機関が保有する特定個人情報の提供を受けて処理する事務(3事務)

照会機関	利用事務	提供機関	特定個人情報	利用の範囲
区長	生活保護関係事務	教育委員会	学校保健安全法による医療費援助関係情報	生活保護関係事務で、学校保健安全法の医療費援助情報
〃	中国残留邦人等支援関係事務	〃	〃	中国残留邦人等支援関係事務で、学校保健安全法の医療費援助情報
〃	外国人に対する生活保護関係事務	〃	〃	外国人に対する生活保護関係事務で、学校保健安全法の医療費援助情報

ご意見をお寄せください

「(仮称) 杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」案

次の1から3の該当する欄にご記入の上、ご意見をお書きください(お名前等の公表はいたしません)

1 杉並区内にお住まいの方

お名前:	ご住所
------	-----

2 杉並区内に通勤・通学されている方

お名前	ご住所
勤務先	
学校名	所在地

3 事業者の方

事業者名	所在地	代表者名
------	-----	------

【ご意見をご記入ください】

【提出方法】ご記入後、この用紙を受け取られた窓口にご直接提出していただくか、下記提出先あて郵便またはファックスでお送りください。

☆ 期 限 平成27年10月14日(水) 必着

☆ 提出先 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電 話 03(3312)2111(代表)

FAX 03(3312)9912

◎ ご意見に対する区の考え方は、広報すぎなみ、ホームページで平成27年11月ごろ公表する予定です。